

県からの連絡事項

[資料3] 盛土規制法について（県土整備部）

[資料4] ILC（国際リニアコライダー）に関する最近の状況（ILC推進局）

盛土規制法について

■ 要旨

「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法。令和5年5月26日施行)」について、令和7年5月23日に規制区域を指定する予定であり、許可事務や監視・パトロールが始まります。

各市町村の担当者の皆様には、説明会や個別に訪問して、規制区域案を説明のうえ、公文書での意見照会をさせていただきました。

今後は、許可事務等への協力について説明会や研修会を開催しますので、規制開始に向けて、市町村の皆様の御協力をお願いします。

◆ 盛土規制法の概要

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落による土砂流災害や、危険盛土等への法規制が十分でないこと等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制。
- 知事等は、盛土等に伴う災害から住民の生命及び財産を守るため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定(県内では、知事が指定する規制区域については、区域指定のための基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定。盛岡市内は盛岡市長が指定)。
- 規制区域内では、宅地造成等の盛土・切土に加え、土捨て行為や土石の一時的な堆積が規制の対象となり、工事主は、あらかじめ知事等の許可を受け、法に定める技術基準による盛土等を実施する必要があるほか、知事等による不法・危険盛土等への改善命令・監督処分等が可能。

◆ これまでの取組と今後のスケジュール

- 令和3年7月 静岡県熱海市で盛土等の崩落による土砂災害が発生(被害:住家98棟 犠牲者28名)
- 令和5年5月 「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行
- // 9月 市町村説明会を開催
- // 11月 各市町村に個別訪問
- 令和6年5月 各市町村に個別訪問
- // 10月 地域説明会・パブリックコメント実施
- // 11月 規制区域案について意見聴取
- 令和7年2月14日 市町村説明会
- // 4月24日 市町村研修会
- // 5月23日 規制区域指定(規制開始)

◆ 御協力いただきたい事項

盛土規制は、防災に加え、地域のまちづくりや環境保全にも密接に関係するものであり、地域の実情に精通し、住民に身近な市町村の皆様と緊密に連携しながら、不法・危険盛土等へ早期対応していくことが重要であると考えているため、以下の点について御協力をお願いします。

- ① 許可申請書の受付等の事務の一部について、市町村に委託
- ② 制度周知のための広報等
- ③ 不法・危険盛土等を速やかに発見、対処するため、県と市町村が実施する既存のパトロールで得た情報の共有

[参考]盛土規制法の概要について

盛土規制法の概要

- 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定し、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準により、包括的に規制

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【盛土規制法に基づく規制区域のイメージ】

宅地造成等工事規制区域 ※1

特定盛土等規制区域 ※2

※1
【宅地造成等工事規制区域】
市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※2
【特定盛土等規制区域】
市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



規制区域案と規制対象行為

規制区域(案)



◀現在の状況▶
規制区域案を県HPにて公表中

【指定の考え方】

- ・ 県全域を規制区域に指定
- ・ 宅地造成等工事規制区域(約3割)
⇒都市計画区域、開発区域、集落等
- ・ 特定盛土等規制区域(約7割)
⇒流出した土砂が保全対象の区域に到達することが想定される溪流の上流域等

許可対象となる盛土等の規模

赤字文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

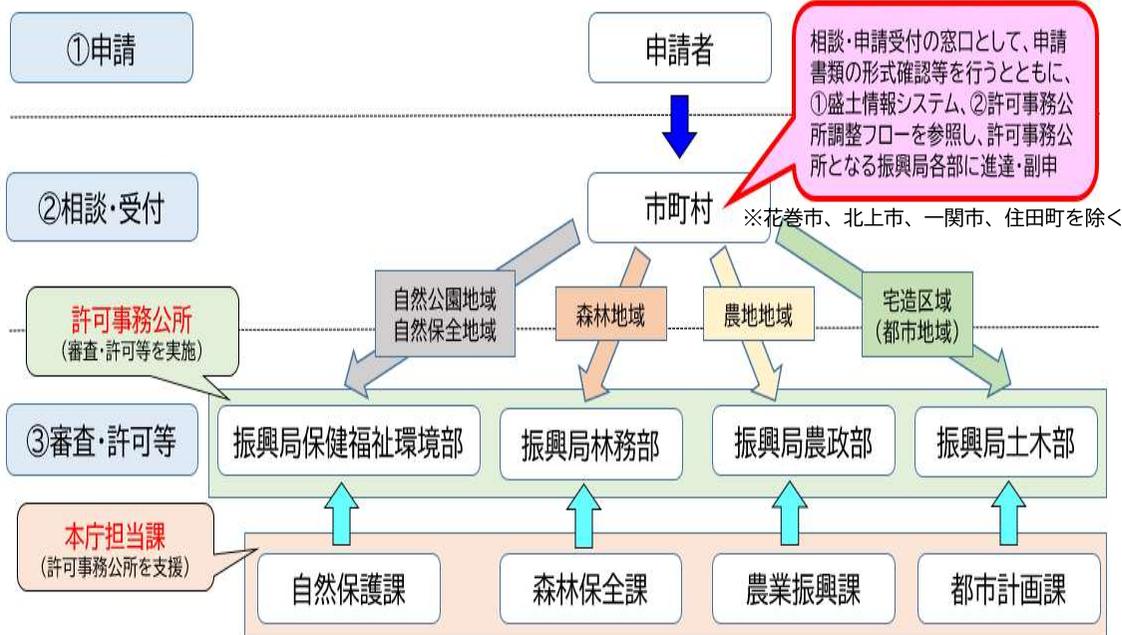
要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ図		

[参考]盛土規制法の実施体制等について

許可事務等の実施体制

- 盛土等の許可と土地利用規制の関係法による許認可等の一元的な管理と、申請者への相談対応等一体的な対応が必要なため、土地利用規制を所管する広域振興局が許可事務を実施
- 盛土規制法の実効性を高めるため、県と市町村が連携して対応する必要があることから、申請書の受理等の一部事務を市町村に委託
- 事務処理要領や許可システム等を整備し、研修会等を開催
- 不法・危険盛土等を速やかに発見、対処するため、包括連携協定締結、通報アプリ開発、関係課連携による監視・パトロール体制を整備

【許可事務等の流れ(想定)】



危険盛土・不法盛土に係る監視・パトロール体制整備

規制対象となる盛土等に対する措置

無許可盛土は通報されます。
規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、**不正な盛土等を見つけやすくなります。**
標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、最寄りの都道府県や市までお知らせください。



- 都道府県や市が許可地の一覧を公表
- 工事主が周辺住民に事前周知
- 工事主が工事現場に標識を掲示

注意

- 【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります】
- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
 - 法人に対しては最大3億円以下



本県における不法・危険盛土の監視体制

- 【対策1】 県関係部局の既存パトロールでの連携（道路パトロール等）
- 【対策2】 市町村による公共施設等の保守・管理パトロール連携
- 【対策3】 業界団体との不法・危険盛土情報提供に係る連携協定締結
- 【対策4】 住民からの通報による早期発見・盛土情報システム（通報システム）
- 【対策5】 スカイパトロール：岩手県防災ヘリコプター活用（県境・山林等）
- 【対策6】 衛星画像+AI解析による監視

ILC 計画に係る動き

➤ K E K がタイムライン公表

- K E K（高エネルギー加速器研究機構）は、欧州 F C C - e e 及び素粒子物理戦略の結論が出る 2025 年が I L C 誘致判断のタイミングであることに加え、2030 年頃を建設開始とするタイムラインを公表

➤ 米国が I L C への貢献を想定

- 令和 5 年 12 月 米国における今後 10 年の素粒子物理学の方向性を示す「P5 報告書」に、米国が貢献するヒッグスファクトリーのプロジェクトの選択肢として、欧州の F C C - e e と日本の I L C を多額の予算規模と共に掲載。

➤ 欧州及び中国の加速器計画

- 欧州の F C C - e e 実現可能性調査報告（2025.3）、次期欧州素粒子物理戦略の更新（2026.6）が見込まれている。
- 中国の C E P C については、2025 年中に中国政府に提案予定。5 か年計画(2026～2030)に位置づけられれば 2027 年に着工の可能性。

➤ 国内の動き

- 内閣府と文部科学省による「将来の高性能加速器に関する連絡会」を設置（2024.2）
- 自由民主党政務調査会の科学技術・イノベーション戦略調査会による有識者ヒアリングの実施（2024.12）

➤ 県の取組状況

- 関係省庁等に対し、政府予算要望を実施（2024.6）
- 関連団体と連携した国民的な機運醸成の取組を強化
- L C W S 2024（東京開催）の実施にあわせた情報発信を実施

次期大型加速器をめぐる海外情勢が大きく変化している中、日本の誘致判断に残された時間は少なくなっており、タイムリーな日本政府の前向きな判断を後押しするための国民的な機運醸成の必要性が高まっている。

県の取組（R7 県当初予算案 1.1 億円）

◆ ILC 実現に向けた取組

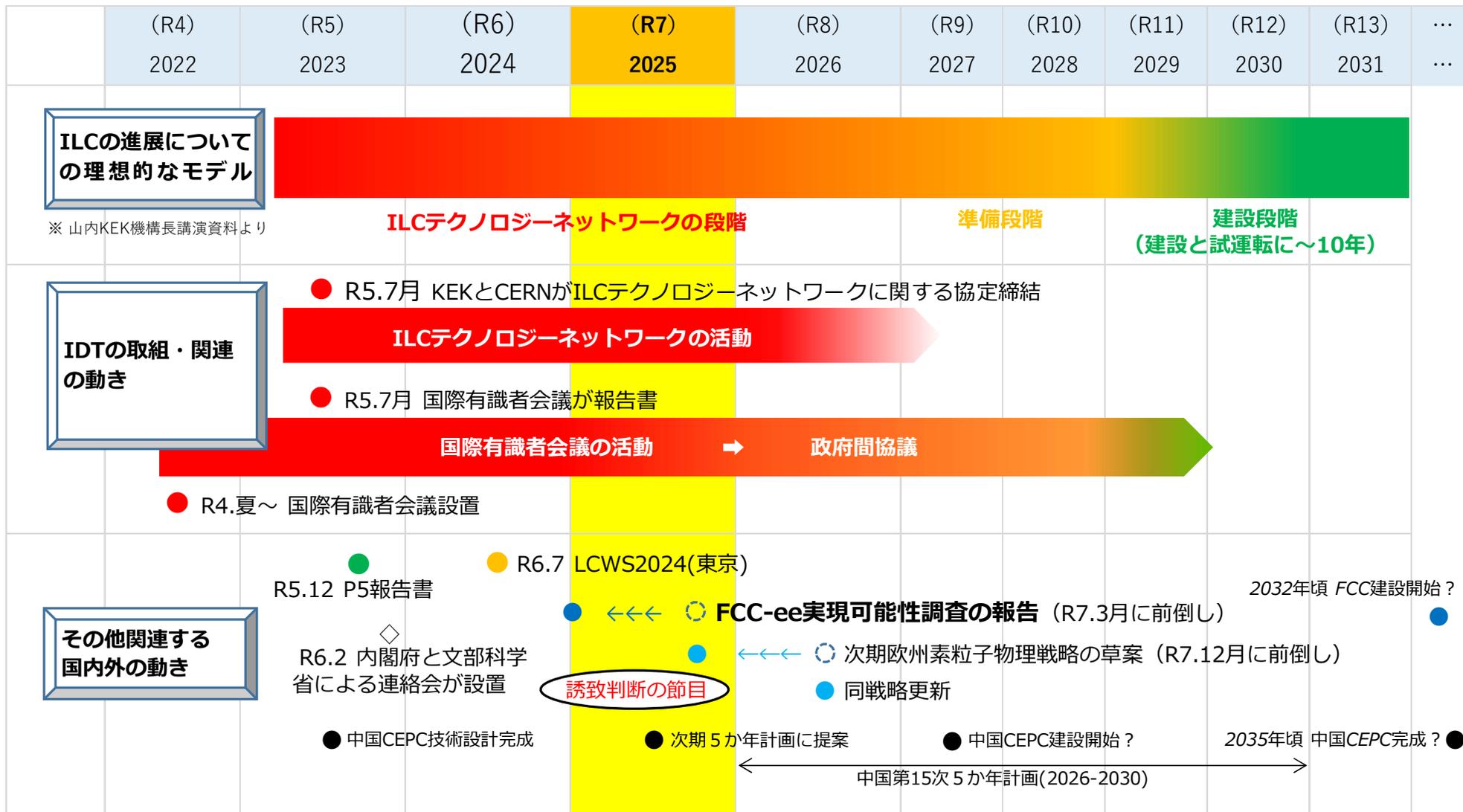
- 国民・県民理解の増進 県内外における機運醸成の取組
- 国への要望の推進 ILC 関連予算の確実な確保、国家的プロジェクトとしての省庁横断による推進
- 建設候補地としての研究者の取組支援 .. 受入態勢整備等の取組の推進(東北 ILC 事業推進センターとの連携) 等

◆ ILC プロジェクトの推進

- **拡充** 県内企業の加速器関連分野の受注増大に向け、加速器コーディネーター等による関東、関西方面の活動を強化
- グリーン ILC の理念の普及や取組の理解促進 等

【ILC全体のタイムライン】

(ILCの進展についての理想的なモデル) (成功志向で大きな事故がないことを前提にしている)



ILC (国際リニアコライダー)

- ・ **日本 (北上山地) が建設候補地**となっている直線型の衝突加速器
- ・ 全長20 km
- ・ 建設費7,355～8,033億円

FCC-ee (将来円形衝突型加速器)

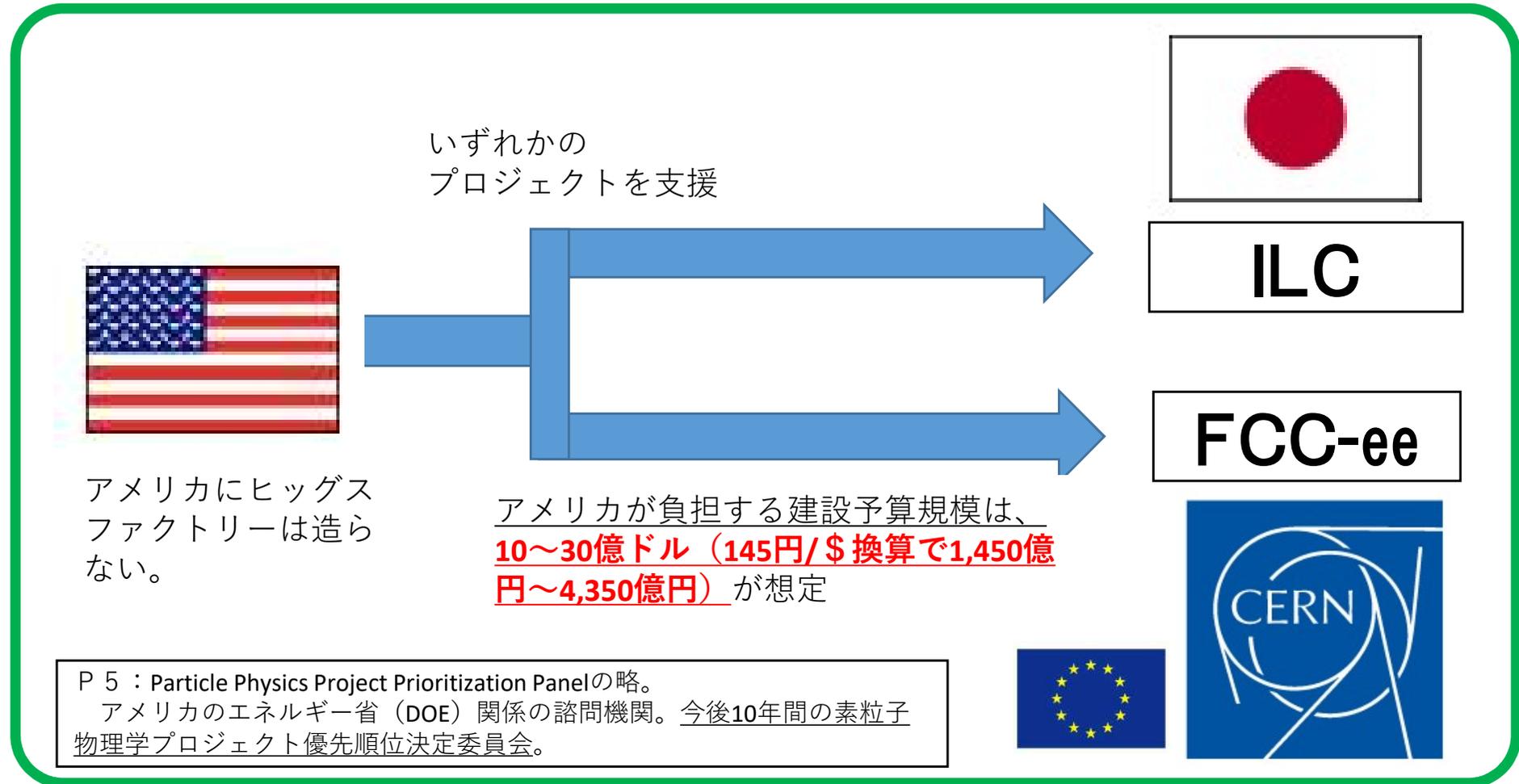
- ・ **CERNに新しく建設が検討されている円形型の大型加速器。**
 - ・ 全長 (周長) 約91km。
 - ・ 建設費170億米ドル (1\$145円換算で2兆4,650億円～2兆5,500億円)
 - ・ 現在、FCC-eeのFS調査 (実現可能性調査) を実施中。

CEPC (円形大型衝突加速器)

中国科学院高能物理研究所 (IHEP) が計画中の、電子と陽電子を衝突させる円形の大型衝突型加速器。全周100kmを想定

2023 (R5) 年にTDR (技術設計書) が完成。今後、中国の次期5か年計画への提案がなされる見込み。

アメリカ P5報告書 (R5.12月) の概要



R7全体スケジュール



年	2025年										2026年			
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
欧州	● FCC-ee FS最終報告、 コミュニティインプット締切		● オープンシンポジウムに向けた 追加インプット締切		● 6.23-27欧州戦略公開シンポジウム(イタリア)			● 11.14公開シンポジウムを 受けた追加インプット締切		● 12.1-5欧州戦略立案 セッション				
	● ILCのコスト更新 (再計算) ※ 1月中		● 5.19-23 FCC WEEK (オーストリア)					草案をCERN理事会に提出●		CERN理事会にて草案を議論・改訂● (6月に承認見込)				
中国	● 政府に提案 (2025年中、時期未定)										● 中国第15次5か年計画 (2026-2030)			
日本				● 骨太方針		● 概算要求			● 政府予算案閣議決定					
	自民党政務調査会 (科学技術・イノベーション戦略調査会)、議員連盟の活動													
	国内研究者の活動 (欧州戦略への対応等)													
県	● 県推進本部会議		● 政府予算要望			● 大阪万博(県出展6/13~15予定)(大阪)			機運醸成事業(JR西日本車両内広告、JR東海発信誌掲載)					
	大阪万博期間(4/13~10/13)													
	SNS等による情報発信、欧州 ⁷³ 国内の情報収集													

自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会による有識者ヒアリングの概要

国際リニアコライダー（ILC）に係る有識者ヒアリング

- 実施日時
令和6年12月18日 17:00~18:00
- 実施場所
東京・永田町 自民党本部
- 自民党側出席者
大野敬太郎調査会長、鈴木俊一総務会長、小野寺五典政調会長
- 説明者
石野雅也 東京大学素粒子物理国際研究センター長
ILC-Japan代表
浅井祥仁 高エネルギー加速器研究機構長
鈴木厚人 岩手県立大学学長

【R6.12.19 岩手日報での報道内容】

石野センター長は、ヒッグスファクトリーの重要性を改めて説明し、「われわれ研究者と政府や経済界が一緒になって取り組むことが必要だ。」と述べた。

鈴木学長は「2025年3月までに政府が前に出なければ日本誘致をあきらめなければならない状況を分かってもらえた。議連ではなく自民党内の動きという点でヒアリングの意義は大きい。」と語った。

大野敬太郎会長は、「国会議員連盟の議論から一つ上のステージに上がった」との認識を示した。

鈴木俊一総務会長は、「一過性ではなく常に議論する場所の設置を働きかけていく」と述べた。